

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し (高齢者福祉課)	1
○地域森林計画の定め (森づくり推進課)	2
○地域森林計画の変更 (3件) ( " )	2
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	2
◎告示 (航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域)の一部改正 (環境対策課)	3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	4
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	4
正 誤	
○正誤 (平25・1・15付け 公告)	5

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第68号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、平成24年12月28日付で次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定取消し年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970200188	有限会社 澤	室戸市羽根町乙3925番地3	平成25年2月1日	ホームヘルパーステーションゆず	室戸市羽根町乙3925番地3	訪問介護 介護予防 訪問介護

**高知県告示第69号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により安芸地域森林計画を平成24年12月27日に定めたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第70号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき平成24年1月高知県告示第54号で告示した四万十川地域森林計画を平成24年12月27日に変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第71号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき平成24年1月高知県告示第55号で告示した高知地域森林計画を平成24年12月27日に変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第72号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき平成24年1月高知県告示第57号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を平成24年12月27日に変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第73号**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成25年度第1次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林  
(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	42.02	539.99
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	787.06	193.38
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	197.36
4 夜須川	香南市	3.84	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	809.29	109.06
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,529.55	89.46
7 鏡川	高知市の一部	164.00	8.94
8 本川地区	いの町の一部	646.58	18.28
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	655.90	128.48
10 新莊川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	123.43	114.72
11 四万十川上流	中土佐町の一部 檮原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,565.89	195.38

12 伊与喜川	黒潮町の一部	48.42	48.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十町の一部 三原村の一部	1,440.61	354.79
14 大方地区	黒潮町の一部	79.34	79.28
15 松田川	宿毛市の一部	125.12	185.94
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.62	43.58
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	195.34	164.94
計		8,596.47	2,474.70

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84

5	須崎林業事務所管内 須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.66
6	幡多林業事務所管内 宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6.78
計		33.86

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1	安芸林業事務所管内 室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	73.50
2	中央東林業事務所管内 高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3	中央東林業事務所嶺北 林業振興事務所管内 本山町 大豊町 土佐町 大川村	57.10
4	中央西林業事務所管内 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.98
5	須崎林業事務所管内 須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	3.90
6	幡多林業事務所管内 宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計		159.86

高知県告示第74号

昭和62年7月高知県告示第432号(航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中

「

地域の類型	基準値 (単位 W E C P N L)	当てはめる地域
-------	-------------------------	---------

」

を

「

地域の類型	基準値	当てはめる地域
-------	-----	---------

」

に、

「

70以下	を	57デシベル以下	に改め、備考2を備考3と
75以下		62デシベル以下	

」

し、備考1を備考2とし、備考1として次のように加える。

- 1 基準値は、時間帯補正等価騒音レベル(L d e n)の値とする。

**高知県告示第75号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡津野町西黒川

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡津野町黒川字樋ノ口	408-5
2	〃 〃 〃 〃	413-1
3	〃 〃 〃 字権助越	1041-1
4	〃 〃 〃 字杉櫻	398-2
5	〃 〃 〃 字荻サコ	1040-1
6	〃 〃 〃 字杉櫻	395-1
7	〃 〃 〃 字宮ノ首	621-1
8	〃 〃 〃 字権助越	403-1

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6と7を町道西黒川線に沿って結んだ線、標柱7と8を直線で結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

**高知県告示第76号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見橋谷219番から高岡郡中土佐町大野見橋谷2番まで	前 A	3.0	115
		9.5	
高岡郡中土佐町大野見橋谷218番から高岡郡中土佐町大野見久万秋430番1まで	前 B	10.0	99
		14.5	
高岡郡中土佐町大野見橋谷218番から高岡郡中土佐町大野見久万秋430番1まで	後	10.0	99
		14.5	

**高知県告示第77号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5512番4から高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5511番16まで	前 A	6.7	187
		14.5	
高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5512番1から	B	6.3	153

高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5511番16まで		17.5	
高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5512番1から高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5511番16まで	後	6.3 17.5	153

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平25・1・15	号外4	○公告	1	右 (14・15)	(午後零時から午後1時までの間を除く。)	(午前零時から午後1時までの間を除く。)